

監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年1月24日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象

環境部

環境政策課、生活環境課

監査結果報告年月日

平成28年10月6日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年1月13日

講じた措置等の内容

【環境政策課】

《意見》

環境政策の推進を図るため各種の補助金交付事業を施行されているが、予算額に対し執行率の低いものが見受けられた。補助目的を達成するため、補助制度の周知方法等について検証されたい。

《検討状況》

補助制度の周知方法については、市のホームページと広報しんしろで周知を行っています。

ホームページでは、補助事業の詳細を説明し、補助金残高について、1週間単位で更新していますが、補助の目的を明確に周知するようにします。

広報しんしろでは、5月号に掲載していますが、各補助制度の補助額を箇条書きで数行で掲載しているため、新年度では、詳細な説明を掲載します。

電気自動車、PHV車の補助金については、災害時の非常用移動電源としての活用等を周知するとともに、市内外のディーラーや、市内の販売店へ補助事業の案内を通知して周知を図ります。

【生活環境課】

《指摘事項1》

平成27年度当初の年次有給休暇簿等において、一部に不適切な承認方法に

よるものがあった。新城市決裁規程及び「副市長、部長、総合支所長、課長、自治振興事務所長及び室長の権限に属する事務の一部を委譲した件（通知）」により、適正に処理されたい。

《是正措置内容》

平成27年6月に誤りに気づき、6月11日から是正済みです。今後は諸規定に沿って誤りがないように適正に処理していきます。

《指摘事項2》

資源回収団体報奨金については、年度当初に資源回収推進団体登録申請をした団体（行政区）を対象に、年度末に実績報告書の提出を受け、報奨金を交付することとされているが、未登録の団体にも交付されていた。登録申請漏れがないよう十分に周知し、制度に沿って適切に運用されたい。

《是正措置内容》

新城市資源回収推進団体報奨金交付要綱に従い、報奨金の交付を希望する団体には必ず登録を申請することを周知し、登録後に実績報告を受けて報奨金を交付するように徹底します。

《意見1》

平成27年度における委託業務契約104件のうち5割に当たる55件が一者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことのできないものが多く、予定価格において積算等が困難な業務も多いが、適正な価格となるよう情報収集に努められたい。

《検討状況》

委託業務は原則、複数の価格見積競争により契約し、一者随意契約とする場合も適正な価格となるよう情報収集に努めます。

《意見2》

クリーンセンター、資源集積センター、埋立処分場、清掃センター、斎苑と多くの施設があり、施設の老朽化に伴う改修、更新等による維持管理費の増大が見込まれる。引き続き、施設の長寿命化や管理運営方法の見直し等により、経費の抑制を図り、施設の効率的な管理に努められたい。

《検討状況》

クリーンセンター、埋立処分場、清掃センターについては、平成24年度5月に長寿命化計画を策定し、それに基づく施設整備を行っています。斎苑については、本年度、長寿命化計画を策定し、それに基づき計画的に改修等を行います。また、各施設の管理運営方法についても見直し等を検討し、効率的な管理に努めます。

《意見3》

職員の公用車による事故報告で、公用車の発進、後退時の確認不足に起因す

るものが見受けられた。交通安全教育等により注意喚起、安全意識の向上を図るとともに、事故原因を分析し、情報を共有することにより、同じような事故が繰り返し起こることのないよう対策を講じられたい。

《検討状況》

年1回の交通安全講習会の開催に加え、朝礼等で交通安全について、繰り返し事例等に基づき注意喚起、安全意識の向上を促しました。今後は、職員向けにKYT（危険予知トレーニング）も実施し、職員の情報共有を図り事故防止に努めます。